

再生利用の確認、電マニ義務化

廃棄物処理制度専門委員会 論点整理案を提示

環境省は9月1日の廃棄物処理制度専門委員会で、廃棄物の適正処理の推進に関する論点整理案を提示した。廃棄物の不適正な取り扱いを未然に防止するための方策として、中間処理業者での再生利用率を含めた一連の処理行程を確認できるようになることや電子マニフェストのシステム改

善や義務化の方針などを打ち出した。業廃棄物処理業者認定制度を厳格化し、再生電子マニフェストについて、虚偽記載を防止するためのシステム改善の確認は優良産業の排出量や有害物質の扱いなどに応じて、一部の事業者から段階的に義務化することを示唆した。また、残留物の規制対象物質をはじめとするストックホルム条約の規制項目を踏まえた具体的な情報提供を義務付けた。

利用に関する情報を含めた処理状況の情報の提供、またはインターネットを通じた公開を要件に加えることなども挙げた。物の排出量や有害物質の扱いなどに応じて、方についての見直しを行い、廃棄物情報データシート(WDS)の項目を踏まえた具体的な情報提供を義務付けた。べきとの考え方を示した。